

## 上郡町地域公共交通会議及び上郡町公共交通対策協議会について

### 1. 現在の状況

上郡町においては、バス路線の廃止にかかる協議等の機会として、平成 21 年 1 月に道路運送法に基づく「上郡町地域公共交通会議（交通会議）」を設置し、加えて、同バス路線の廃止等に伴い、自動車を自由に利用できない住民が日常生活に必要な活動（買い物、通院、社交など）ができる乗合の公共交通サービスを提供するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「上郡町公共交通対策協議会（法定協議会）」を平成 22 年 3 月に設立し、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議等を経て翌年 3 月に同計画を策定した。

その後、同計画に基づく路線や区域、運賃等に関する協議等の機会として開催し、現在に至っている。

なお、公共交通に関して、「上郡町地域公共交通会議」と「上郡町公共交通対策協議会」の 2 つの組織で、協議事項や内容に応じて個別又は合同で開催している。

### 2. 交通会議と法定協議会の違い

名称	交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則（第 9 条の 3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第 6 条）
主宰者	地方公共団体（複数可）	地方公共団体
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議</li> <li>・ 地域の交通計画を策定（任意）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関して必要な協議</li> </ul>
対象となる交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	多様な交通モード
補助金の受領	行えない（協議組織）	行える（協議＋実施組織）
メリット（協議が整った場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティバス及び乗合タクシーの許可等に関する特例の適用を受けることができる。（運賃を上限認可から届出に緩和、処理期間の短縮等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定した計画に基づき、国からの支援を受けることができる。</li> <li>・ 計画実施への許可手続き簡素化等の特例措置を受けることができる。</li> </ul>

<p><b>構 成 員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通会議を主宰する市町村長</li> <li>・ <u>一般乗合旅客自動車運送事業者</u>その他の<u>一般旅客自動車運送事業者</u>及びその組織する団体</li> <li>・ <u>住民</u>又は<u>旅客</u></li> <li>・ <u>地方運輸局長</u></li> <li>・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の<u>運転者が組織する団体</u> 【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】</li> <li>・ 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第49条第1号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、<u>道路管理者</u>及び<u>都道府県警察</u></li> <li>・ <u>学識経験者</u>その他の地域公共交通会議の運営上必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通網形成計画を作成しようとする<u>地方公共団体</u></li> <li>・ 関係する<u>公共交通事業者等</u>、<u>道路管理者</u>その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</li> <li>・ 関係する<u>公安委員会</u>及び<u>地域公共交通の利用者</u>、<u>学識経験者</u>その他当該地方公共団体が<u>必要と認める者</u></li> </ul>
---------------------	--	---

### 3. 交通会議と法定協議会の統合

#### (1) 統合の理由

下記の事項を踏まえ、交通会議と法定協議会を統合する。

- ア 目的は異なるが、いずれも地域公共交通に関し協議する組織であること。
- イ 法定協議会委員のほぼ全員が交通会議の委員でもあり、委員が重複していること。

#### (2) 統合の手法

町内における公共交通の利便性向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すために、これまでの「上郡町地域公共交通会議」を発展的解消し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「上郡町地域公共交通活性化協議会」を設置する。

#### (3) 事務処理手続き

現行の「上郡町地域公共交通会議設置要綱」を廃止し、「上郡町公共交通対策協議会規約」を「上郡町地域公共交通活性化協議会規約」へ、名称の変更を含めて改正する。

なお、内容については、現行の「上郡町公共交通対策協議会規約」の規定を踏襲しつつ、地域公共交通会議の所掌事項等の必要な事項を追加する。

### 4. 上郡町地域公共交通活性化協議会規約（案）について

別紙のとおり。